

清瀬市公式ホームページ再構築業務委託
プロポーザル実施要領

令和元年 7 月

清瀬市企画部秘書広報課

【目次】

1. 業務の概要

1.1 業務名	3
1.2 目的	3
1.3 業務内容	3
1.4 委託期間	3
1.5 提案上限額	3

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格	4
2.2 スケジュール	5
2.3 参加申込の手続き	5
2.4 質疑および回答	6
2.5 企画提案書などの作成	7
2.6 企画提案書などの提出	7
2.7 優先交渉権者などの選定方法	8
2.8 契約	9
2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項	10

3. 担当課	11
--------	----

1. 業務の概要

1.1 業務名

清瀬市公式ホームページ再構築業務

1.2 目的

清瀬市公式ホームページは、平成26年度にリニューアルを行ったが、高度化・多様化するインターネットを取り巻く環境や利用者のニーズ、ユーザビリティ、アクセシビリティ（JIS X8341-3:2016）への対応、災害等緊急時の継続的な情報提供が求められ、管理・運営が困難な状況となっている。

また、カテゴリ分類やリンク・ナビゲーションなどが適切に管理されておらず、閲覧者から「情報が点在し、必要な情報にたどり着けない」「情報更新が遅い」「古い情報がいつまでも掲載されている」など、さまざまな意見が寄せられており、サイト構成やシステム的な問題への対応も求められている。

さらには、本市に対して興味や関心、親しみを持ってもらえるコンテンツの不足、スマートフォンやタブレット等さまざまな情報閲覧端末に対応したページ構築、新しいソーシャルメディアへの対応も課題となっている。そのため、CMSを導入するとともにコンテンツの充実も図り、ホームページの全面的なリニューアルを行う。

については、業務の取り組み方針やシステム機能などの提案を広く受け、委託業務の履行に最も適した受託候補者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

1.3 業務内容

【別紙】清瀬市公式ホームページ再構築業務委託仕様書のとおり

1.4 委託期間

契約締結日の翌日（令和元年10月下旬予定）から令和2年9月30日（水）まで（ただし、令和2年7月1日（水）から令和2年9月30日（水）までは試験運用期間とし、リニューアル後のホームページの公開は、令和2年10月1日（木）とする）

1.5 提案上限額

本業務にかかる費用の合計額は、27,000,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。なお、この合計額を超えた提案は無効とする。

2. プロポーザルに関する事項

2.1 参加資格

本プロポーザルに参加できるのは、【様式1】参加申込書の提出日現在において以下の条件をすべて満たす事業者とする。また、参加資格確認後に資格要件を満たさなくなった場合は、参加及び契約交渉権を取り消す場合がある。

- (1) 令和元年度清瀬市入札参加等有資格業者名簿（物品・業務委託等部門）「ウェブコンテンツ作成」の営業種目に登録されている者であること。または東京電子自治体共同運営調達サービスによる物品買入れ等競争入札参加資格取得者であること。なお、契約時においても、同様の種目に登録されていること。
- (2) 過去3年以内に、人口9万人以上の市、国、都道府県などにおいて、CMSの導入を前提とするホームページの構築業務を3件以上履行し、現在も稼働中で運用保守業務を継続して契約している実績があること。
- (3) 過去3年以内に、人口9万人以上の市、国、都道府県などのホームページに対して、JIS X 8341-3:2016の「適合レベルA、AA」に準拠した実績が3件以上あること。
- (4) 清瀬市入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止を受けていないこと。
- (5) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立て、または民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (7) 情報セキュリティマネジメント（ISMS）の認証を取得していること。
- (8) 清瀬市契約における暴力団等排除措置要綱に基づく入札参加資格指名停止を受けていないこと。

※(3)～(8)については、連携協力企業など（参加する者と協力し、当該参加する者の責任の下に本業務の一部を行う者）があるときは、当該連携協力企業などにおいても同様とする。

2.2 スケジュール

項目	日程
公告・募集要領などの配布	令和元年 8月5日（月）～8月9日（金）午後5時
参加申込書提出期間	令和元年 8月5日（月）～8月9日（金）午後5時
参加資格確認通知	令和元年 8月14日（水）※電子メールで通知
質疑書の提出期限	令和元年 8月22日（木）午後5時
質疑書に対する回答期限	令和元年 8月30日（金）
企画提案書提出期限	令和元年 9月11日（水）午後3時
第一次審査（書面審査）	令和元年 9月11日（水）～9月20日（金）（予定）
第一次審査結果通知	令和元年 9月25日（水） ※電子メールで通知
第二次審査 （プレゼンテーション）	令和元年10月3日（木）（予定）
最終審査結果通知・公表	令和元年10月中旬（予定）※電子メールで通知
契約締結・業務開始	令和元年10月下旬（予定）

2.3 参加申込の手続き

プロポーザルへの参加を希望する事業者は、本実施要領及び清瀬市契約事務規則等の各規定を理解したうえで、参加申込書等（「2.3.3 提出書類」を参照）を提出すること。情報セキュリティマネジメント（ISMS）の登録証について、写しを持参し提出すること。切替え等で最新版が提出できない場合、直前の登録証でも可とする。

2.3.1 提出期間

令和元年8月5日（月）から8月9日（金）午後5時まで（必着）

2.3.2 提出場所・方法

秘書広報課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参、または郵送により提出すること。持参による場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時（ただし、正午から午後1時は除く）までとする。郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

2.3.3 提出書類

このプロポーザルに参加を希望する場合は、次の書類を各1部提出しなければならない

ない。

- (1) 【様式 1】 参加申込書
- (2) 【様式 2】 参加資格に関する申立書
- (3) 【様式 3】 受注実績調書
- (4) 【様式 4】 会社概要書

2.3.4 参加資格確認通知

令和元年8月14日（水）までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

2.3.5 参加辞退

参加申込書提出日以降に参加を辞退する場合、秘書広報課へ事前に電話連絡のうえ、辞退届（任意の様式）を持参して提出すること。なお、すでに提出された書類は返却しない。

2.4 質疑および回答

質疑がある場合は、【様式 5】 質疑書に記入のうえ提出すること。質疑書の提出回数は1回のみとする。質疑書以外での問い合わせについては、一切受け付けない。

2.4.1 質疑書の提出

- (1) 提出期限

令和元年8月22日（木）午後5時まで（必着）

- (2) 提出場所・方法

秘書広報課（「3. 担当課」参照）へ持参、または電子メール（kouhou@city.kiyose.lg.jp）にて提出すること。なお電子メールでの送付の際、件名は「清瀬市公式ホームページ再構築業務質疑」とすること。送付後、「3. 担当課」宛に電話にてその旨を連絡すること。

2.4.2 質疑書の回答

質疑に対する回答は、競争上の地位その他利害を害する恐れがあるものを除き、参加申込書を提出した者全員に対して、令和元年8月30日（金）に電子メールにて回答する。

2.4.3 その他

- (1) 同趣旨の質問が複数あった場合には、まとめて回答する。
- (2) 質問者の名称等については公表しない。

- (3) 評価に関する質問については回答しない。
- (4) 質疑応答事項は仕様書の追記事項として取り扱う。

2.5 企画提案書などの作成

2.5.1 企画提案書などの作成

【別紙2】企画提案書作成要領に基づき作成すること。

2.5.2 見積書の作成

(1) 構築費用

設計関連費、デザイン費、CMS 導入費、外部 ASP 導入費、サーバなどの環境構築費、データ移行費、研修費、有償カスタマイズ、令和2年度使用料・保守費など、リニューアル業務・保守運用にかかるすべての費用の合計を記載すること。ただし、構築費用の合計金額は27,000,000円以内とする（消費税および地方消費税を含む）。

(2) 使用料・保守費用

令和2年10月1日（木）以降の単年度のハードウェア、ソフトウェアなど、システム使用・保守にかかるすべての費用の合計を記載すること。

2.6 企画提案書などの提出

参加申込書を提出し、このプロポーザルに参加する者は、次のとおり企画提案書などを提出すること。なお、提案は1社1案とする。また、提出書類の内容に不明な点等がある場合には、必要に応じ追加資料の提出を求める場合があるので留意すること。

2.6.1 提出書類

提出書類	部数
1. 企画提案書（任意の様式）（自社名を記載していないもの） ※1社1案とする	10部
2. 企画提案書（任意の様式）（自社名を記載しているもの） ※1社1案とする	3部
3. CMS 機能要件一覧表 【別紙1】	3部
4. 費用見積書（構築費用） 【様式6】	1部
5. 費用見積明細書（構築費用） 【様式6別紙】	1部
6. 費用見積書（使用料・保守費用） 【様式7】	1部
7. 費用見積明細書（使用料・保守費用） 【様式7別紙】	1部

8. 上記 1. ～8. の電子ファイルを収録した CD-R または DVD-R	1 枚
--	-----

2.6.2 提案書などの提出

(1) 提出期間

令和元年 9 月 11 日（水）午後 3 時まで（必着）

(2) 提出場所

秘書広報課（「3. 担当課」参照）へ事前に電話連絡のうえ、企画提案書などを持参により提出すること。

(3) 提出方法

秘書広報課へ事前に電話連絡のうえ、参加申込書などを持参、または郵送により提出すること。持参による場合の受付時間は、土・日曜日及び祝日を除く午前 9 時から午後 5 時（ただし、正午から午後 1 時は除く）までとする。郵送による場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によること。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。

※提出書類は、それぞれ「1、2、3」、「4、5」、「6、7」に分けて封入し、封印をしてから、「8」を添えて提出してください。また、封筒にはそれぞれの提出書類名を記載してください。

2.7 優先交渉権者などの選定方法

審査委員会（以下、「委員会」という。）において、以下の審査方法により提案内容を審査し、最も本件業務に適していると認められる業者を選定する。

2.7.1 審査の対象となる事業者

次の要件をすべて満たしている企画提案者を対象に審査を行うこととする。

- (1) 見積額が提案上限額の範囲内であること。
- (2) 企画提案書等の必要書類が、【別紙 2】企画提案書作成要領で定められた要求事項を満たしていること。

2.7.2 審査方法

書類審査による一次審査とプレゼンテーションによる二次審査で評価・採点（1,000 点満点）を行い、合計点数の高い順から優先交渉権者および次点交渉権者とする。

(1) 一次審査（700 点）

【別紙 3】審査実施要領に沿って、次の 4 つの書類について評価し、点数化する。

- (ア) 基準点(120 点)・・・CMS 機能要件一覧表
- (イ) 提案評価点(480 点)・・・企画提案書

(ウ) 価格点 構築費用(50点)・・・費用見積書(構築費用)

(エ) 価格点 使用料・保守費用(50点)・・・費用見積書(使用料・保守費用)

※一次審査の結果は、参加者全員に対し令和元年9月25日(水)までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。なお、この時点での一次審査の評価点数は公表しない。

(2) 二次審査(300点)

一次審査の合計点数が360点以上を得た者で、上位4社について【別紙3】審査実施要領に沿ってプレゼンテーションの内容を評価し、点数化する。

2.7.3 優先交渉権者の決定

一次審査と二次審査の合計(1,000点満点)で、最高評価点を得た者を優先交渉権者とする。提案者が1社の場合および最高評価点獲得者が2社以上ある場合の契約候補者の選定は、【別紙3】審査実施要領に沿って行う。

2.7.4 最終審査結果通知および優先交渉権者の公表

(1) 結果通知

最終審査の結果は、参加者全員に対し、令和元年10月中旬までに、参加申込書に記載された連絡先に電子メールで通知する。

(2) 公表

参加者数、優先交渉権者名(優先交渉権者以外の事業者名は非公開)、評価点などの審査結果は、令和元年10月中旬に本市ホームページ上に公表する。

2.7.5 その他

審査経緯及びその内容についての問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立てについても受け付けない。

2.8 契約

2.8.1 契約の締結

優先交渉権者を決定後、提案内容に基づいて協議を行い、両者の協議が整った場合、令和元年10月9日(水)以降に本業務にかかる契約を締結する。

ただし、「仕様書4. データ移行に関する要件」に示すとおり、移行対象データ数が変動する予定のため、提案金額に基づいて再度費用見積書を提出したうえ、契約金額を決定する。

なお、本委託業務のすべてを再委託することは一切認めない(企画提案書内の実施体制を示す項目において、役割が明確に示されている場合を除く)。ただし、必要により一部を再委託する場合は、本市と協議のうえ、その承認を得るものとする。

2.8.2 次点交渉権者との交渉

優先交渉権者が業務委託契約を締結できない何らかの事由が発生した場合、または協議が整わない場合には、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

2.8.3 契約条項等

別に定める契約書（案）のほか、清瀬市契約規則などの定めるところによる。

2.8.4 契約期間

- (1) 清瀬市公式ホームページ再構築業務にかかる業務委託契約
契約締結日の翌日から令和2年9月30日（水）までとする。
- (2) システム使用・運用保守にかかる業務委託契約
令和2年10月1日（木）から令和7年9月30日（火）までとする。

2.8.5 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上とする。なお、清瀬市契約事務規則第48条第2項に掲げる条件を満たす場合は、契約保証金を免除する。

2.9 プロポーザル参加に際しての留意事項

2.9.1 失格・無効

本プロポーザルの企画提案者もしくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格または無効とする。

- (1) 参加申込書を提出した後、提出期限内に企画提案書などの提出がされない場合
- (2) 提出した書類に虚偽の内容を記載した、または虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (4) 他の提案者と提案内容などについて相談を行った場合
- (5) 優先交渉権者選定終了までの間に、他の提案者に対して提案内容を意図的に開示した場合
- (6) 契約締結までの間に、プロポーザルの参加資格に記載した条件を満たさなくなった場合
- (7) 前各号に定めるもののほか、提案にあたり著しく信義に反する行為のあった場合

2.9.2 その他留意事項

- (1) 本業務の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

- (2) 提出された企画提案書などは返却しない。
- (3) 提出以降における企画提案書などの追加、差し替え、および再提出は認めない。
- (4) 提出された企画提案書などは、選定を行う作業に必要な範囲において、本市が複製を作成することがある。
- (5) 企画提案書などの作成、提出、プレゼンテーションなどのプロポーザル参加に要する経費は、すべて提案者の負担とする。
- (6) 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、商標権、その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている手法などを用いた結果生じた事象にかかる責任は、すべて提案者が負うものとする。
- (7) 提出された書類は清瀬市情報公開条例、および清瀬市個人情報の保護に関する条例の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き、開示する場合がある。
- (8) 企画提案書などの作成のために本市より受領した資料は、本市の許可なく公表、または使用することはできない。
- (9) 市が必要と認める場合には、補足資料の提出を求めることがある。
- (10) 選定の公平性を期すため、本件に係る選定期間中の本市に対しての営業活動は自粛すること。
- (11) 本市から本業務に関する資料を受領した後に本業務への参加を取りやめる場合は、本市から受領した資料は必ず破棄をすること。
- (12) 企画提案書等に虚偽の記載をした場合は、その提案を失格とするとともに、他の提案に対しても本市において選定を見合わせる可能性がある。

3. 担当課

〒204-8511

東京都清瀬市中里五丁目 842 番地

清瀬市企画部秘書広報課広報広聴係

担当：加納・森永

電話：042-497-1808（直通）

ファクス：042-491-8600

E-mail：kouhou@city.kiyose.lg.jp